

## 論点等説明シート

事業名	地理空間情報ライブラリー経費	担当部局庁	国土地理院 地理空間情報部 企画調査課
事業についての論点等			
事業の背景・目的等	<p>○国土地理院は、測量法(昭和24年法律第188号)に基づき、明治以来の基本測量成果を保管し閲覧に供するとともに、国・地方公共団体等が行った公共測量についても都市計画基図等の測量成果の写しも保管し閲覧に供している。これらの地理空間情報は国土の状態や履歴に関する情報(地図、空中写真、土地の分類及び脆弱地形情報、活断層の位置情報、高さの情報)を有していることから、過去に発生した災害の規模や状況の把握等に活用されるほか、今後発生が予想される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に対する防災・減災対策等、国土強靱化の取り組みを推進する上で、非常に有用である。</p> <p>○地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)に基づき策定された地理空間情報活用推進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)においても地理空間情報を活用した災害情報・被害情報の収集・共有・提供等による災害対応力の強化、高度化を図ることが謳われている。</p> <p>○国土地理院は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく指定行政機関として、災害発生時には、被害規模の早期把握を行うとともに、復興計画の作成のため測量成果等の地理空間情報を迅速に関係機関に整備・提供することにより、国民の安全・安心に寄与する必要がある。</p> <p>○平常時においても、国・地方公共団体での災害への備えに役立つ防災地理情報を整備・普及することにより、地理空間情報の活用推進が図られ、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる。</p> <p>○上記を踏まえ、様々な目的での利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共有・活用を進めるため、地理空間情報の統合的な検索・閲覧・入手を可能とする地理空間情報ライブラリーを運用するものである。</p>		
論 点			
	①技術が高度化し、利用目的も多様化する中、利用者のニーズは変化しているのではないか？		
	②防災分野など把握した利用者のニーズに適切に対応したサービスが提供されているか？		
	③地理空間情報の活用を促進するため、地理空間情報ライブラリーを普及させる取組を推進すべきではないか？		